政　令

航空機燃料譲与税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年九月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十六号

航空機燃料譲与税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）第一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

航空機燃料譲与税法施行令（昭和四十七年政令第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、広島西飛行場」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2　この政令による改正後の第一条の規定は、平成二十五年度以後の年度分の航空機燃料譲与税について適用し、平成二十四年度分までの航空機燃料譲与税については、なお従前の例による。

総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年九月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十七号

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十五条第一項、第四十八条第一項及び第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

（外国為替令の一部改正）

第一条　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

別表の一六の項を次のように改める。

一六	関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。）	全地域（輸出貿易管理令別表第三に掲げる地域を除く。）

（輸出貿易管理令の一部改正）

第二条　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「から第五号まで」を「及び第四号」に改め、同号イ中「、第四号」を削り、「、第三号及び第四号」を「及び同号」に改め、同項第三号中「一六の項（一）」を「一六の項」に改め、同号ハ中「及び次号」を削り、同項第四号を削り、同項第五号中「第三号」を「前号」に改め、同号を同項第四号とする。

別表第一の一の項に次のように加える。

（十七）　軍用人工衛星又はその部分品	

別表第一の二の項（三十五）の次に次のように加える。

（三十五の二）　スクロール型圧縮機又はスクロール型真空ポンプであつて、ベローズシールを用いたもの（（三十五）及び三の項の中欄に掲げるものを除く。）	

別表第一の三の二の項（二）5の次に次のように加える。

5の2　噴霧乾燥器	

別表第一の四の項（二十四）中「風洞」を「空気力学試験装置」に改める。

別表第一の六の項（二）中「又はその部分品」を削る。

別表第一の九の項（五の三）中「通信妨害装置」を「無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置若しくはこれらの作動を監視する装置」に、「その」を「これらの」に改め、同項（五の五）を削り、同項（六）中「（五の五）」を「（五の四）」に、「、試験装置若しくは修理用の装置」を「若しくは試験装置」に改める。

別表第一の一五の項（四の二）中「又は」を「若しくは」に改め、「無線送信装置」の下に「又はその附属装置」を加える。

別表第一の一六の項を次のように改める。

一六	関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物（一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。）	全地域（別表第三に掲げる地域を除く。）

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十五年十月十五日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃
内閣総理大臣　安倍　晋三

平成二十五年八月二十三日から同月二十五日までの間の豪雨による島根県江津市及び邑智郡邑南町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年九月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三